

【 捕 虜 収 容 所 】

太平洋戦争中、日本軍は多くの連合軍兵士を捕虜としました。捕虜に対しては国際条約の下、人道的な扱いをすることが求められましたが、日本軍は彼等を現地での作業員として使役したり、国内の労働力不足を解消するために日本へ送り、鉱山や工場での労働に従事させたりするようになります。



鉱山内で作業に従事する捕虜たち
(リンダイヤ氏の手記より)

昭和20年の終戦時、東北地方には仙台捕虜収容所理の下、11ヶ所の分所がありました。

釜石には第4分所(大橋)と第5分所(釜石)とが設置されていました。終戦時には第4分所395人、第5分所351人の捕虜が収容されていました。

捕虜は製鉄所や鉱山での厳しい労働に従事させられていましたが、栄養失調や衰弱などから病気にかかる人も多く、33人が病気で亡くなっています。また第5分所に収容されていた捕虜のうち、32人が艦砲射撃によって亡くなっています。

◆終戦時の国別収容者数

所 名	アメリカ	イギリス	オランダ	カナダ	オーストラ リア	ニュージー ランド	計
第四分所(大橋)	40	56	93	198	8	0	395
第五分所(釜石)	78	86	108	1	13	5	351

茶園義男編 日本帝国内地俘虜収容所 (1986) より

◆収容中の死者数

所 名	アメリカ	イギリス	オランダ	カナダ	オーストラ リア	ニュージー ランド	計
第四分所(大橋)	2	5	8	0	0	0	15
第五分所(釜石)	5	2	42	0	0	1	50